

原則 7 日 前 の 事 前 届 出 ！ ！

北 海 道 運 輸 局 長 殿
釧 路 運 輸 支 局 長 殿

チェック

一般貨物自動車運送事業の
(特 別 積 合 せ 貨 物 運 送 を 除 く)

- ☐ 事業計画変更認可申請書
☒ 事業計画変更届出書
☐ 施行規則に基づく届出書
☐ 事業休止（廃止）届出書

変更・届出事項

- | | |
|---|--------------------------------------|
| ☐ ①主たる事務所 | ☐ ⑧利用運送の業務の範囲 |
| ☐ ②営業所 | ☐ ⑨利用運送の保管施設 |
| ☐ ③休憩・睡眠施設 | ☐ ⑩利用する事業者の概要 |
| ☐ ④自動車車庫 | ☐ ⑪事業の休止 |
| ☒ ⑤各営業所に配置する事業用自動車の種別ごとの数 | ☐ ⑫事業の廃止 |
| ☐ ⑥利用運送を行うかどうかの別 | ☐ ⑬氏名・名称又は住所 |
| ☐ ⑦利用運送の営業所 | ☐ ⑭役員 |
| | ☐ ⑮その他 |

変更理由を記載する

(変 更 ・ 届 出 の 理 由 、 届 出 事 由 の 発 生 の 日)

例：輸送量の増加に対応するために増車致します。

例：当該車両老朽化のため、減車致します。

例：車両の効率的運用を図るため配置換え致します。

住 所 (〒) 000-0000

釧路市鳥取大通〇丁目〇番〇号

(フ リ ガ ナ) カブシキガイシャセンコントキョウブツリユウ

申 請 者 株式会社釧根ト協物流

代 表 者 (役 職) 代表取締役 (氏 名) 釧 根 太 郎

電 話 番 号 0154-**-****

代 理 人

住 所 (〒)

届出担当者の氏名及び連絡先を記載してください

連絡先 (申請者 ・ 代理人 の 別)

(担 当 者 氏 名) 釧 根 次 郎

(電 話 番 号) 0154-**-**** (F A X 番 号) 0154-**-****

(メール ア ド レ ス) info_senkon@hta.or.jp

(官 庁 使 用 欄)

受 付

(運 輸 局)

(支 局)

1. 各営業所に配置する事業用自動車の種別ごとの数

同一運輸支局管内の
全営業所を記載する

所属営業所	新					旧				
	普通	小型	牽引	被牽引	計	普通	小型	牽引	被牽引	計
本社営業所	20		2	2	24	20		1	1	22
中標津営業所	6	1			7	7				7
合計	26	1	2	2	31	27		1	1	29

所属営業所	新					旧				
	宮型	洋型	バン型	バス型	計	宮型	洋型	バン型	バス型	計
合計										

2. 変更する自動車の明細

所属営業所	増・減車の別	内訳	車名	年式	最大積載量	車体の形状	登録番号又は車台番号
本社営業所	増車	普通	いすゞ	令和8年	12,500 kg	キャブオーバ	
本社営業所	増車	牽引	日野	平成30年	11,500 kg	トラクタ	
本社営業所	増車	被牽引	東邦	平成30年	20,000 kg	バンセミトレーラ	
本社営業所	減車	普通	ニッサンディーゼル	平成15年	12,500 kg	バン	釧路100あ****
中標津営業所	増車	小型	トヨタ	令和1年	450 kg	バン	
中標津営業所	減車	普通	UDトラックス	平成17年	2,500 kg	冷蔵冷凍車	知床800あ****
					kg		
					kg		
					kg		
					kg		
					kg		
					kg		
					kg		
					kg		

※内訳には、普通自動車にあっては普通・小型・牽引・被牽引の別、霊きゅう自動車にあっては宮型・洋型・バン型・バス型の別を記載すること

3. 増減車予定日

令和 8 年 10 月 9 日 から実施する。

原則として、7日前までに行う必要があり、予定日は届出日から7日後の日付となります。
ただし、7日後が祝日の場合は、その翌日の日付となります。

4. 自動車車庫の位置及び収容能力並びに増車後の車庫必要面積

(1) 自動車車庫の位置及び収容能力

所属営業所名 【 本社営業所 】

増車する営業所について記載する
複数営業所の増車時には、別紙3を追加して添付する

	位 置	収容能力 (X)
第1車庫	釧路市鳥取大通〇丁目〇番〇	500.00㎡
第2車庫	釧路市鳥取大通〇丁目〇番〇	1,500.00㎡
第3車庫		㎡
第4車庫		㎡
第5車庫		㎡

増車する車両が配置される営業所に複数の車庫がある場合、全ての車庫について記載しなければならない。

(2) 車庫別収容車両明細

増車後の車両数を記載してください

普通自動車

	配置車両及び所要面積					Y / X × 100 (%)
	普通	小型	牽引	被牽引	計 (Y)	
第1車庫	38㎡ × 11両 418㎡	11㎡ × 両 ㎡	27㎡ × 両 ㎡	36㎡ × 両 ㎡	11両 418㎡	83.60%
第2車庫	38㎡ × 10両 380㎡	11㎡ × 両 ㎡	27㎡ × 2両 54㎡	36㎡ × 2両 72㎡	14両 506㎡	33.73%
第3車庫	38㎡ × 両 ㎡	11㎡ × 両 ㎡	27㎡ × 両 ㎡	36㎡ × 両 ㎡	両 ㎡	%
第4車庫	38㎡ × 両 ㎡	11㎡ × 両 ㎡	27㎡ × 両 ㎡	36㎡ × 両 ㎡	両 ㎡	%
第5車庫	38㎡ × 両 ㎡	11㎡ × 両 ㎡	27㎡ × 両 ㎡	36㎡ × 両 ㎡	両 ㎡	%

霊きゅう自動車

	配置車両及び所要面積					Y / X × 100 (%)
	宮型	洋型	バン型	バス型	計 (Y)	
第1車庫	14㎡ × 両 ㎡	14㎡ × 両 ㎡	13㎡ × 両 ㎡	20㎡ × 両 ㎡	両 ㎡	%
第2車庫	14㎡ × 両 ㎡	14㎡ × 両 ㎡	13㎡ × 両 ㎡	20㎡ × 両 ㎡	両 ㎡	%
第3車庫	14㎡ × 両 ㎡	14㎡ × 両 ㎡	13㎡ × 両 ㎡	20㎡ × 両 ㎡	両 ㎡	%
第4車庫	14㎡ × 両 ㎡	14㎡ × 両 ㎡	13㎡ × 両 ㎡	20㎡ × 両 ㎡	両 ㎡	%
第5車庫	14㎡ × 両 ㎡	14㎡ × 両 ㎡	13㎡ × 両 ㎡	20㎡ × 両 ㎡	両 ㎡	%

収容能力が90%以上の場合、必要となります

※各種別の1台あたりの所要面積は参考値です

※車庫の面積に余裕がない場合は、車両明細書及び車両配置図を添付して下さい。



釧路運輸支局長 殿

宣 誓 書

貨物自動車運送事業法第9条に基づき、事業用自動車に関する事業計画を変更するにあたっては、以下の項目について相違ないことを宣誓いたします。

はい に☑された場合、認可申請となる
1. 表紙のチェックを事業計画変更認可申請書へ
2. 様式3宣誓書の添付が必要となります

- 1 貨物自動車運送事業法第5条第3号に準ずる密接な関係を有する者が一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業の許可の取消しを受け、その取消しの日から5年を経過しない者である。

☐ はい ☒ いいえ
- 2 変更に係る営業所における行政処分の累積違反点数が12点以上である。

☐ はい ☒ いいえ
- 3 変更に係る営業所について、申請日前1年間に、地方貨物自動車運送適正化事業実施機関が行う巡回指導による総合評価において、「E」の評価を受けている。

☐ はい ☒ いいえ
- 4 変更に係る事業用自動車の数と申請日前3ヶ月以内において増加した事業用自動車の数との合計が、申請日から起算して3ヶ月前時点における同一営業所に配置する事業用自動車の数の30%以上となる。（当該合計が10両以下であるときを除く。）

☐ はい ☒ いいえ

項目4の算定根拠

営 業 所	申請後の配置車両数 (a)	申請日から起算して3ヶ月前時点の配置車両数 (b)	当該合計 (c)=(a)-(b)	割合 (c)÷(b)×100
本社営業所	24	22	2	9.09

令和 8 年 10 月 2 日

住 所 釧路市鳥取大通〇丁目〇番〇号

氏 名 又 は 名 称 株式会社釧根ト協物流

代 表 者 代表取締役 釧 根 太 郎

北海道運輸局長 殿
釧路運輸支局長 殿

様式2の宣誓書にて『はい』に☑が付いた場合のみ必要となり認可申請となり、認可となるまで増車出来ませんので注意してください。

宣 誓 書

貨物自動車運送事業法第9条に基づき、事業用自動車に関する事業計画を変更するにあたっては、以下の項目について相違ないことを宣誓いたします。

なお、宣誓日以降処分日までの間に宣誓した内容と相違することとなった場合には、直ちに報告いたします。

- 申請日前6ヶ月間（悪質な違反の場合は1年間）又は申請日以降に、当該申請地を管轄する地方運輸局長（沖縄総合事務局長を含む。）又は当該申請地を管轄する地方運輸局内の支局長（運輸監理部長を含む。）から貨物自動車運送事業法又は道路運送法の違反による自動車その他の輸送施設の使用停止以上の処分又は使用制限（禁止）処分を受けた者（当該処分を受けた者が法人である場合における当該処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時、現に当該処分を受けた法人の業務を執行する役員として存在していた者を含む。）ではないこと。
- 申請日前3ヶ月間又は申請日以降に、申請に係る営業所（営業所の新設を行う場合にあっては、申請地を管轄する地方運輸局内における全ての営業所）に関し、地方実施機関が行う巡回指導による総合評価において「E」の評価を受けた者でないこと（当該巡回指導により指摘を受けた全ての項目について、当該巡回指導に係る地方実施機関に対して改善報告を行っている場合を除く。）。
- 申請日前3ヶ月間又は申請日以降に、当該申請に係る営業所に関して、自らの責による重大事故を発生させていないこと。
- 申請に係る営業所を管轄する運輸支局内における全ての営業所に配置している事業用自動車について、有効な自動車検査証の交付を受けていること（特別な事情がある場合を除く。）。
- 法第60条第1項及び同項に基づく貨物自動車運送事業報告規則による事業報告書、事業実績報告書及び運賃・料金の届出並びにその他の報告の徴収について、届出・報告義務違反がないこと。
- 施行規則第12条に該当する場合を除き、運送の役務の対価としての運賃（以下「運賃」という。）と運送の役務以外の役務又は特別に生ずる費用にかかる料金（以下「料金」という。）とを区別して収受する旨が明確に定められている運送約款を使用していること。

令和 8 年 10 月 2 日

住 所 釧路市鳥取大通〇丁目〇番〇号
（法人）氏名又は名称 株式会社釧根ト協物流
代 表 者 代表取締役 釧 根 太 郎

全ての役員を入力してください

（役員）役職 代表取締役 氏名 釧 根 太 郎

（役員）役職 取締役 氏名 釧 根 次 郎

（役員）役職 取締役 氏名 釧 根 三 郎

（役員）役職 監査役 氏名 釧 根 花 子